

湘南診断士ネット 会則

(名称)

第1条 本会は、「湘南診断士ネット」と称する。

(目的)

第2条 本会は、中小企業診断士としての会員相互の資質の向上ならびにそれを用いた中小企業向け経営改善の支援・提案の実践によって、神奈川県内の中小企業の成長を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 定例会の開催に関する事項
- 2) 中小企業の経営に係る課題等の解決に向けた支援に関する事項
- 3) 各種セミナー等における講師派遣に関する事項
- 4) その他、会員相互の資質向上に資する各種事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する中小企業診断士をもって組織し、会員は目的達成に協力するものとする。

- 2 中小企業診断士試験合格者で中小企業診断士登録未了の個人であっても、本会に入会することができる。
- 3 前項に該当しない者であっても、第9条に定める幹事会の審議決定により本会に入会することができる。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、第9条に定める幹事に対し、連絡先のメールアドレスを伝達し、第6条に定める会費を支払うことで、入会の申し込みを行うこととする。

- 2 幹事は入会の申し込みを確認したうえで、入会希望者のメールアドレスを本会のマーリングリストに登録して入会希望者に通知し、入会の受諾とする。また、会員専用ホームページの閲覧権限を付与する。
- ただし、会費の支払を確認できない場合には、幹事会の審議決定により、入会取り消しとすることができる。

(会費)

第6条 会費は、年2,000円とする。第12条に定める事業年度途中での入会も同額とする。

- 2 会員は、入会時と以降は事業年度の開始時に会費を納入する。ただし、第8条に定める休会を認められた者はこの限りではない。
- 3 事業の種類によっては、年会費とは別に都度参加費を徴収する場合がある。
- 4 本会は、いったん支払いを受けた会費および参加費は返還しないものとする。

(退会)

第7条 会員が退会する場合は、本会会長または幹事に通知するものとする。

- 2 以下の場合は、幹事会で審議決定の上、退会とすることができます。
 - 1) 会の秩序を乱した場合
 - 2) 会費を年度末までに納付せず、督促にも応じない場合
 - 3) その他幹事が必要と判断した場合

(休会)

第8条 会員から休会の申し出があった場合、幹事会にて採否を審議し、正当な理由がある場合に限り休会を認める。

- 2 休会期間は当年度末までとする。ただし、次年度開始時点で、休会継続の意思があるかを本人に確認し、幹事会にて採否を審議する。

- 3 休会中は年会費の徴求を行わないが、定例会への出席やプロジェクトへの参加を不可とし、会員専用ホームページの閲覧権限を停止する。ただし、メーリングリストからは削除せず、暑気払い・忘年会などの懇親会には参加できるものとする。

(幹事会)

第9条 本会には、幹事数名を置き、幹事会を構成する。

- 2 幹事のうち1名を会長とする。
3 その他幹事は会長を補佐し、必要に応じて、これを代理する。

第10条 幹事会は次の事項を審議決定する。

- 1) 会長の選任に関する事項
- 2) 幹事の交替、選任に関する事項
- 3) 会員資格に関する事項
- 4) 会計に関する事項
- 5) その他、本会の運営に関する重要な事項

第11条 幹事会の決定は多数決によるものとする。

- 2 ただし、賛否同数の場合は、会長に一任するものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 本会は、収集した個人情報が外部へ漏洩することがないよう適切な管理に努める。

第14条 会員の個人情報は、本会の運営並びに会員相互の親睦を深めるため、次の目的で利用するものとする。

- 1) 会員名簿の作成
- 2) 本会から会員への各種連絡・配信
- 3) 会費の請求
- 4) 神奈川中小企業診断協会の求めに応じた報告

(会員の著作物および肖像権の取扱い)

第15条 本会は、会員が定例会等で行う講演やメーリングリストでの資料共有等、本会内で開示した文書、画像、動画、音声等の著作物および会員の肖像（動画を含む）を、会員専用ホームページ等で、会員のみが自由に閲覧可能で共有する、または一般公開ホームページで公開する場合は、都度、当該会員の許諾を得るものとする。

- 2 会員は、前項の著作物および肖像について、その権利を有する会員に断りなく、会員以外へ開示してはならない。
- 3 会員は、特段の事情がある場合を除き、第1項に規定する当該会員の許諾を得て会員専用ホームページまたは一般公開ホームページ等に掲載された情報の削除を求めないものとする。ただし、会員が本会を退会した場合は、本会は、一般公開ホームページの会員紹介ページに掲載された当該会員の会員情報を削除する。

(メーリングリストの利用)

第16条 会員は本会の目的達成のため必要な情報を会員全体に周知するために、メーリングリストに発信することができる。ただし、以下の各項を遵守するものとする。

- 2 以下の各事項に係る利用は一切認めない。
- 1) 特定の政治・宗教等の団体への勧誘
 - 2) 他の団体に対する誹謗中傷
- 3 営利を目的とした事業の広報は、原則として以下の各事項に限定して認める。
- 1) 会員が主催する事業
 - 2) 公的機関、診断協会及びその関連団体（診断士会、登録グループなど）が主催または共催する事

業

3) 広報の可否について、幹事会の過半数の賛成を得た場合

(会則の変更)

第 17 条 本会会則の変更は、幹事会の承認を得なければならない。

施 行 この会則は、2017 年 6 月 25 日から施行する。

この会則は、2017 年 10 月 22 日から改正施行する。

この会則は、2020 年 10 月 18 日から改正施行する。

この会則は、2021 年 7 月 11 日から改正施行する。

この会則は、2021 年 11 月 14 日から改正施行する。

この会則は、2023 年 4 月 1 日から改正施行する。